

行政刷新会議等における事業仕分けの主な指摘

資料6

基盤的技術研究、生物資源研究

結論

事業規模を縮減して、医薬基盤研究所が実施

- (参考) ●基盤研究とはいえ、製薬産業全体の市場規模から見て小さすぎる。
●そもそも製薬業界に超えられない死の谷があるのかが疑わしい。

(基盤研の省内仕分け)

●「民間で実施」(3人／6人)

(HS財団の省内仕分け)

●(HS財団の)研究資源研究事業は医薬基盤研究所で実施。

基礎研究推進事業、希少疾病用医薬品等開発振興事業

結論

国等が実施し、事業規模は現状維持

- (参考) ●橋渡し支援としてはFAIにウェイトをシフトすべき。

(基盤研の省内仕分け)

●「国へ事業を移管し実施」(3人／6人)

実用化研究支援事業

結論

事業の廃止

- (基盤研の省内仕分け) ●「国へ事業を移管し実施」(3人／6人)

(参考)「評価」に係る平成22年の動き

1月

省内仕分け用のシート(案)作成依頼

2月

23日(火)運営評議会(第2期中期計画等審議)(東京)

26日(金)省内事業仕分け実態調査チーム訪問(省内仕分け関係)(大阪)

3月

1日(月)独法評価委員会(中期目標、中期計画審議)(東京)

1日(月)第2期中期目標「策定」(厚労省)

4日(木)行革・行政刷新会議合同ヒアリング(事務方)(東京)

4日(木)、5日(金)内部評価委員会(大阪)

23日(火)省内事業仕分けヒアリング(東京)

24日(水)行政刷新会議ヒアリング(委員、国会議員)(東京)

31日(水)第2期中期計画認可(厚労省)

4月

6日(金)行政刷新会議ヒアリング(委員、国会議員)(東京)

8日(木)行政刷新会議関係国会議員ヒアリング(東京)

9日(金)行革推進本部ヒアリング(事務方)(東京)

13日(火)行政刷新会議ヒアリング(委員、国会議員)(東京)

22日(木)省内事業仕分け(東京)

27日(火)行政刷新会議 事業仕分け(東京)

5月

行政刷新会議の事業仕分けの結果について、運営評議会委員にご説明(東京)

6月

9日(水)、10日(木)外部評価委員会(大阪)

29日(火)運営評議会(21年度評価等)(東京)

7月

6日(水)独法評価委員会(東京)

事業仕分けの評価結果について（行政刷新会議のHPを整理したもの）

◎ とりまとめコメント

全体の議論を通して、厚労省と当該独法との関係が非常に不明確で、二元的なあり方が浮き彫りになった。とりわけ厚労省のリーダーシップ、厚労省としての考え方見えない。国としてどうするのか、きっちり議論を再構築していただきたい。

基盤的技術研究、生物資源研究については、当該法人が実施が10名で、うち7名が事業規模の縮減であったことから、結論としては、事業規模を縮減して、当該法人が実施することとしたい。

見直しに関する意見として多く出されたのが、何と言っても特定法人と当該独法の関係の見直しである。(財)ヒューマンサイエンス振興財団(HS財団)との関係を整理して事業を再構築すべきだと意見が多く出されている。

それから事業主体の一元化、ガバナンスの強化を求める評価者がそれぞれ6名であった。小さな独法として、研究者を抱えて事業を行う必要性について、再度検討してほしい。また、希少疾病用医薬品等開発振興事業に重点化すべきではないか、という意見も出されているので、これも含めて議論願いたい。この独法で研究を続けていくのがいいのか、新たな組織を再構築していくことがふさわしいのではないかとの意見もあるので、事業主体の一元化という視点での見直しもお願いする。

基礎研究推進事業、希少疾病用医薬品等開発振興事業については、8名が国等が実施すべきとの評価であったが、うち事業規模について縮減と現状規模がそれぞれ4名ずつであった。結論としては、国等が実施し、事業規模は現状維持としたい。

ただし、ガバナンスの強化を求めている評価者が5名おり、HS財団との関係を整理すべきとの意見が多数出されている。大学向けファンディングについては、科研費等との関係をもう一度見直すとともに、製薬会社向けは不要ではないかとの意見も出されているので、それらを含めて検討していただきたい。また、厳しい意見であるが、厚労省の指定で自動的に助成金が交付されるのであれば本独法が事を実施する合理性はないのではないか、との意見も出されているので、こうしたことを含めてガバナンスの強化、事業主体の一元化も検討願いたい。さらに、不要資産（開発振興勘定全体で計25億円）については、できるだけ国庫に返納することを求める。

実用化研究支援事業については、事業の廃止が14名であったことから、結論としては、事業の廃止としたい。不要資産の国庫返納を5名の評価者が求めているので、できるだけ速やかに廃止し、国庫に返納できるものは国庫への返納をお願いしたい。今のようなスキームは速やかに廃止すべきだが、必要であれば新しいスキームを再検討していただきたい。

◎ WGの評価結果

（1）基盤的技術研究、（2）生物資源研究

事業規模は縮減

当該法人と厚労省、特定法人との関係等を再整理した上で、ガバナンスの強化、事業の重点化、事業主体の一元化という視点で見直し

<対象事業>

- ・ 廃止 5名
- ・ 事業の実施は各自治体／民間の判断に任せること 1名
- ・ 当該法人が実施 10名

（事業規模 縮減 7名、現状維持 3名）

<見直しを行う場合の内容>

- ・ 不要資産の国庫返納 1名
- ・ 事業主体の一元化 6名
- ・ 特定法人との継続的な取引関係の見直し 7名
- ・ ガバナンスの強化 6名

(3) 基礎研究推進事業、(5) 希少疾病用医薬品等開発振興事業

国等が実施し、事業規模は現状維持

当該法人と厚労省、特定法人との関係、科研費等との関係、製薬会社向け支援や当該独法が実施する必要性等を再整理した上で、ガバナンスの強化、事業主体の一元化という視点で見直し

<対象事業>

- ・ 廃止 2名
- ・ 他の法人で実施 1名
(事業規模 縮減 1名)
- ・ 国等が実施 8名
(事業規模 縮減 4名、現状維持 4名)
- ・ 当該法人が実施 5名
(事業規模 縮減 3名、現状維持 2名)

<見直しを行う場合の内容>

- ・ 不要資産の国庫返納 3名
- ・ 事業主体の一元化 3名
- ・ 特定法人との継続的な取引関係の見直し 1名
- ・ ガバナンスの強化 5名
- ・ その他 1名

(4) 実用化研究支援事業

事業の廃止

(不要資産については速やかに国庫返納)

<対象事業>

- ・ 廃止 14名
- ・ 事業の実施は各自治体／民間の判断に任せる 1名
- ・ 当該法人が実施 1名
(事業規模 縮減 1名)

<見直しを行う場合の内容>

- ・ 不要資産の国庫返納 5名
- ・ ガバナンスの強化 2名

◎ 評価者のコメント

(1) 基盤的技術研究、(2) 生物資源研究

- (財) ヒューマンサイエンス振興財団 (HS 財団) との関係を整理し、再構築すべき。
- 民間の製薬会社等と競合する分野は研究から撤退し、希少疾病用医薬品研究に重点化すべき。その上で小さな独立行政法人として研究者を抱えて行う必要性を再検討すべき。運営費交付金によって自ら研究している職員が他から競争的資金をとつて別の研究をする仕組みは理解しにくい。そうであれば、運営費交付金を減らすべき。出資金の国庫返納。

- 他法人、企業で行われている研究との関係を再検討し、研究所でやらなければならない研究にさらに重点化していく必要がある。
- 他の研究機関と統合するか、民間に実施の判断を任せることができる。この独法が実施する必要性は認められない。HS 財団との関係も速やかに解消すべき。
- HS 財団への生物資源の提供は直ちに内製化するか、HS 財団のこの事業の売上と利益を図り、適切な利益を上げるべき。基盤的技術研究については、市場原理が働かない希少疾病用に特化すべき。HS 財団の役割が不明瞭であり、資金の流れを整理すべき。
- HS 財団を通さない形で生物資源研究を行う。基盤的技術研究について HS 財団との統合を進める。研究所から財団へ渡る資金もあれば財団から研究所へ渡る資金もある状況は解消すべきである。
- 何のための研究所かがよくわからない。自前の研究予算は約 30 億円、ファンディングが 80 億円。関係する公益法人との関係が不透明で、研究者がいない財団に「橋わたし」のために 13 億円を出し、また、この当該財団からの資金を得て研究を行っていることもわかりづらい構造となっている。自己収入が 3 割、国費が 7 割、本来もっと自己収入があるべきではないか。
- 新たな研究開発法人制度のもとで研究のあり方を含めて抜本的に見直す。HS 財団との取引は、抜本的に見直す。
- HS 財団との重複が多い。HS 財団への科研費交付を廃止すべき。「橋渡し」支援の意義が不明。民間で可能であり、国費を使うべきではない。民間企業の参入が少ないと思われる希少疾病用医薬品研究を除き、できるだけ早く廃止。
- HS 財団とこの独法は、どちらが独法なのかがわからない。HS 財団からこの独法が競争的資金を受けている関係はおかしい。
- 「橋渡し」機能としてはあまりにも分野が広い。機能を絞り、効果判定を明確にすべき。
- 基盤研究とはいえ、製薬産業全体の市場規模から見て小さすぎる。もし本当に創薬に結びつくのであれば、製薬会社から外部資金を導入すべきである。意義を認めるのは難しい。
- 独法自らの研究については、その「創薬の共通基盤の整備」のスケールとの比較で成果が上がるとは考えづらい。橋渡し支援としては FA にウェイトをシフトすべき。
- そもそも製薬業界に超えられない死の谷があるのかが疑わしい。ワクチンなど例外的に死の谷があるのであれば、それに限ってコンソーシアムに補助を出せばよい。
- 国費から研究資金の環（灌）流が生じているようで、生じている事象の理解すら不能な状況にあり、抜本的なガバナンスの強化が必要。
- （独）国立健康・栄養研究所との統合については、異質な法人であり統合は好ましくなく、22 年度中の廃止が相当。民間、大学健康学部・栄養学部に全面的に委託すべきである。

（3）基礎研究推進事業、（5）希少疾病用医薬品等開発振興事業

- HS 財団との関係を整理し、事業を再構築すべき。
- 大学向けは科研その他と統合すべき。製薬会社向けは不要。希少疾病等は国が責任をもって実施すべき。預金等は返納すべき。
- 厚労省の出向者がマッチングしているのなら、国に戻した方がよい。
- 国が外部評価委員会の下で決定。本独法における基礎研究推進事業は速やかに廃止すべき。
- 研究資金を配分するために独立行政法人の形をとる必要は乏しいのではないか。希少疾病に特化することを含め、本省の政策として配分すべき。独立行政法人を関与させることによって効率性が上がるとは思われない。

- 政府出資金の返納。
- ファンディングについても政策的に希少疾病に特化すべきだが、厚労省の指定で自動的に助成金が交付されるのであれば、この独法が行う合理性はない。
- 筑波の総務部・研究部は、大阪に統合すべきである。阪大の附属を考えるべきである。ナショナルセンターとの一体的運営を進めるべきである。職員 82 名は小規模すぎる。
- 分野を限定し、科研費補助事業とすべき。
- 厚労省現役出向者が関与していることや、独法が自ら実施すべき必要性の説明がないことから、国が実施すればよいと思われる。
- 本省からの出向者が 3 人いる。この 3 人を含んだ 6 人がファンディング先を決める評価者 100 人を選定し理事長が決めている。この独法は独立性が薄い。新たな研究開発法人でやることも含めて組織形態全体を見直す。
- 基礎研究推進事業は廃止。希少疾病用医薬品等開発にのみ特化。
- 厚生労働省からの独立性を高めるべきである。現役出向、天下りを返しガバナンスを強化する。出向者が返せないのであれば独法としてのあり方を考え直す。
- ファンディング機能については、新たな研究開発法人制度のもとであり方を抜本的に見直す。不要資産を国庫に返納。
- 希少疾病用研究開発支援が公明正大な過程で行われるようガバナンスを強化していただきたい。

(4) 実用化研究支援事業

- スキームとしてすでに機能していないので、直ちに廃止し、必要とあれば新たなスキームを検討する。
- 直ちに廃止する。
- 省内仕分けが甘い。直ちに廃止すべき。
- 即時損失計上すべきではないか。
- 運営費交付金で運営することにし、有価証券など余剰金を返納する。できるだけ速やかに廃止する。
- 政府出資金の早期返納。
- 国も独法も実施すべき必然性が認められない。可能な限り回収し、速やかに独法の事業としては廃止すべき。
- 54 億円の繰越欠損金。売上実績ゼロ。新規事業の募集停止している。こうしたことから廃止すべき。
- 全体の戦略がはつきり説明できていない。
- ベンチャー支援は各省庁に点在しているものをまとめてはどうか。ベンチャー支援の仕組みがしっかりしていない。
- ベンチャー支援の枠組みは、厚労省の他の部署や、他省にもあり、この独法で行う必要性は乏しい。早急に事業を廃止すべき。
- IRR（内部収益率）さえ説明できない収益配分付委託は理解できない。いったん損切りをして、成果の上がる仕組みを構築できたら再度事業として事業費を請求すべき。
- 可能な限り速やかに廃止すべき。
- 新たにこの事業を設けて支援を行う必要性に乏しい。支援対象の選定の基準が不透明ではないか。
- 速やかに廃止することが必要。
- 厚生労働省の「改革案」について、余剰資産などの売却▲1. 8 億円は不十分。統合予定の（独）国立健康・栄養研究所（国立感染症研究所の柏などへの移転）により跡地売却 50 億円以上、不要資産売却すべきである。

**厚生労働省省内事業仕分け （独立行政法人医薬基盤研究所）
仕分け人（6名）の評決結果**

1-① 事務・事業（基盤的技術研究）

改革案では不十分	2人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	0人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
	5人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当	1人	—

<具体的な意見>

【①事業そのものを廃止】

- ・ 予算配分の仕組みを変えれば、他の機関（大学等）においても目的達成は可能と思われる。
- ・ 法人を統合し、この法人でのみ必要な研究にしほる。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- ・ この研究所として取り組むべき研究について、大学等の他の研究機関でできないものか否か再検討すべきである。補助金の交付等で対応した方が合理的なものあるいはそれで足りるものもあると思われる。
- ・ 他の組織と統合したうえで、この事業の役割分担を再考するべきではないか。
- ・ “「橋渡し」の分野の技術”の定義を明確にし、大学、企業が担う分野との線引きを明確にすること。
- ・ 各テーマに対する貢献度を明確にする。

（例）「大学」：「当研究所」：「企業」 = 50% : 10% : 40%

1-② 事務・事業（生物資源研究）

改革案では不十分 5人	1人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	2人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	1人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
	1人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当 1人		—

＜具体的な意見＞

【①事業そのものを廃止】

- 他の機関で目的達成できる。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- 国立健康・栄養研究所との統合・整理

1-③ 事務・事業（研究開発振興事業（基礎研究推進事業・実用化研究支援事業・希少疾病用医薬品等開発振興事業））

改革案では不十分	1人	①事業そのものを廃止
	3人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	0人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
	2人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当	0人	—

<具体的な意見>

【①事業そのものを廃止】

- ・他の機関で目的達成できる。

【②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施】

- ・国と重複している事業は国にもどしたらどうか。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- ・現実的に沿った対応が必要である。
- ・希少疾病用医薬品等振興事業などは、この法人がやるべき事業と思われる。

1-④事務・事業（承継事業（出融資事業）【経過事業】）

改革案では不十分	4人	①事業そのものを廃止
	1人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	0人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
	1人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当 0人		—

＜具体的な意見＞

【①事業そのものを廃止】

- 早期に承継事業を整理した上で、国庫への返却が必要。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- 出資金の精算をすべきである。

2 組織・運営体制

改革案では不十分 6人	0人	①廃止
	4人	②他独法との統合・移管
	2人	③更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産、組織など)
改革案が妥当 0人	—	

<具体的な意見>

【②他独法との統合・移管】

- ・ 現業はできるだけ手放して情報センター化すべきで、国内外ともに情報の収集、分析、活用する大きな視点で、米国のN I H的な機関を設立し、その一部となることがあり得る。
- ・ 国立健康・栄養研究所との統合を進める準備が必要。
- ・ 国立健康・栄養研究所との統合・整理

【③更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産、組織など)】

- ・ 管理部門が多すぎると思われる所以見直しが必要。
- ・ 余剰資産を返金すべき。